

平成19年 6月12日

札幌高等裁判所 御中

社団法人 神奈川県貸金業協会  
理 事 会

## 札幌高等裁判所平成19年4月26日判決に対する意見書

御庁第3民事部は、平成19年4月26日に平成18年（ネ）第303号 不当利得返還等請求事件において、『グレーゾーン金利による請求は不法な架空請求にあたる』とする判決を下し、過払い金の返還のみならず、被告・債権者に対して慰謝料および弁護士費用50万円の請求を認めた。

この判決は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とした、憲法76条3項に反するものである。

なぜならば、利息制限法1条2項には「債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。」とあり、また立法時の国会会議録（別掲）にも、いわゆる「任意の支払い」について政府委員から詳細な説明（立法者意思）がある。

これら法の条文や立法者意思に反して勝手な判断で、社会一般に行われている通常業務を『不法な架空請求』と断じ、原告・債務者の慰謝料請求まで認める判決を下すことは、法律に拘束されるべき裁判官が、法の条文に明白に反する判決を下したものであり、憲法76条3項に違反する。

主権者たる国民の、直接選挙で選ばれた立法府が制定した法律を、一裁判官が勝手な判断で覆すことは、憲法の根幹にかかわり絶対に許されないので、ここに意見書を作成した。

以上